ニ　高速取引行為者が法第六十六条の五十三第六号イに該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

(1)　当該高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

(2)　当該高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(3)　当該高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4)　当該高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合において、外国において取り消され、又は命ぜられたときにあっては、取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

ホ　高速取引行為者が法第六十六条の五十三第七号に該当することとなった場合にあっては、純財産額が令第十八条の四の十に定める金額に満たなくなった日の日計表及び純財産額を算出した書面

四　第三百四十一条第二号に該当する場合　次に掲げる書類

イ　役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

ロ　役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

ハ　役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ニ　役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合において、外国において取り消され、又は命ぜられたときにあっては、取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

五　第三百四十一条第三号に該当する場合　最近の日計表

六　第三百四十一条第四号に該当する場合　変更後の定款

七　第三百四十一条第八号に該当する場合　当該不利益処分を規定する外国の法令及びその訳文

2　前項各号に定める書類は、英語で記載することができる。

（廃業等の届出）

第三百四十四条　法第六十六条の六十一第一項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一　法第六十六条の六十一第一項第一号に該当する場合　その旨及び死亡の年月日

二　法第六十六条の六十一第一項第二号に該当する場合　廃止の年月日及び理由

三　法第六十六条の六十一第一項第三号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　合併の相手方の商号又は名称

ロ　合併の年月日及び理由

ハ　合併の方法